

調理業務従事証明書作成時の注意事項

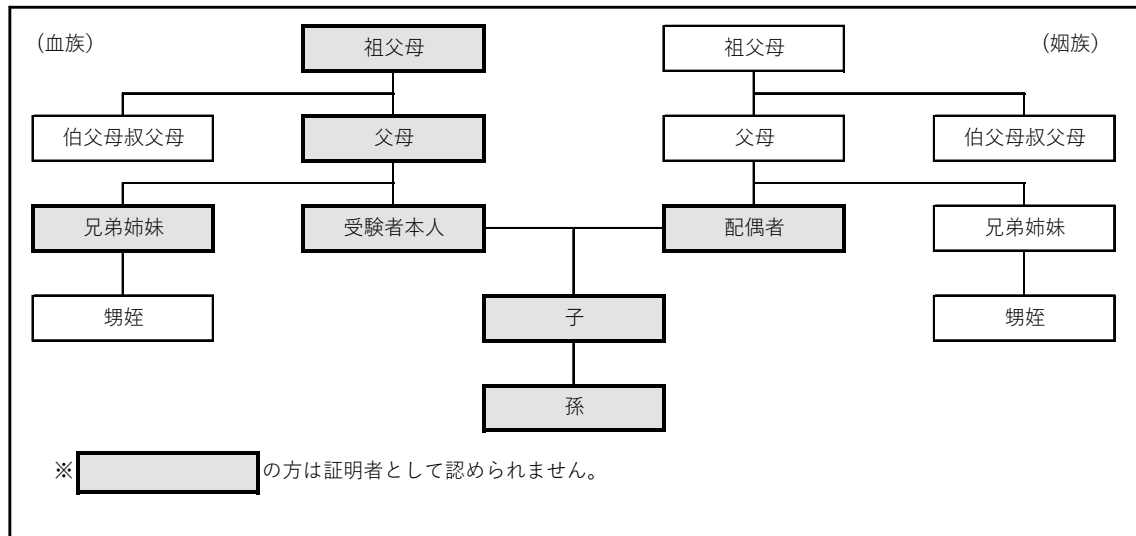
- 1 調理業務従事証明書は、受験者氏名から全て証明者が記入のうえ押印してください。受験者は記入・訂正できません。
- 2 証明者は、原則として次のaの申請者またはbの届出者（以下「営業許可等申請者」という。）です。
 - a 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）、第4号（魚介類販売業）、第25号（そうざい製造業）または第26号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業の営業許可
 - b 食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出

※ 調理業務従事証明書には、受験者が勤務していた施設の開設年月日または初回許可年月日の記入が必要です。
また、従事期間の開始日は、開設・許可年月日以後であることが必要ですのでご注意ください。

※ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校等の施設で多人数に対して食品を供与する施設としての開設年月日（給食開始年月日）をいい、保健所に届け出ている日付となります。

※ 証明者は、原則として営業許可等申請者となりますのでご注意ください。
- 3 令和5年度調理師試験実施要領に記載されている受験資格をご確認いただいたうえで、調理業務従事証明書を作成してください。
- 4 従事期間については、調理業務従事証明書の証明日現在で2年以上が必要です。
- 5 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。
- 6 接客業務や配達業務、魚介類販売業で販売のみ等の場合は、職歴として認められません。
- 7 高校在学期間中の従事期間は、職歴として認められません。（定時制・通信制の場合は認められます。）
- 8 原則として営業許可等申請者による証明が必要となります。
また、次の場合は第三者（同業種の施設の代表者（以下「同業種証明者」という。）または食品衛生協会等調理に関する所属団体の長）による証明が必要です。
 - (1) 施設長が受験者本人、配偶者もしくは二親等以内の血族の関係にある場合（次の図を参照）
 - (2) 勤務していた店舗や施設が廃業になり、証明が得られない場合

※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。
※ 証明できる者がいない場合は、改めて調理の業務に従事する必要があります。



9 異なる期間に2か所以上の施設（支店等を含む。）で調理業務に従事した場合は、施設ごとに調理業務従事証明書が必要です。（「調理業務従事証明書」を必要枚数コピーまたはホームページから印刷して使用してください。）

10 受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者等に直接確認を行うことや、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることがあります。

11 受験者が従事した施設の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただくと、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

次のaまたはbの写し（コピー）を提出していただくと手続きがスムーズです。

a 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）、第4号（魚介類販売業）、第25号（そうざい製造業）または第26号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業の営業許可証

b 食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出（控え）

※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

※ aにおいて勤務していた店舗や施設が廃業になり添付できない場合、または、bにおいて届出書類一式の写しがなく添付できない場合において、当該施設の許可・届出が確認できない場合は、受験資格が認められません。

12 （該当する場合のみ）同業種証明者の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただくと、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

8の同業種証明者により第三者証明をする場合、受験者の従事していた施設と同業種の営業許可証等の写しを提出していただくと手続きがスムーズです。

※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。また、廃業している場合は証明できません。

※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

13 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。

14 記入する際は黒のボールペン（消えるボールペンは不可）を使用してください。（調理業務従事証明書用の紙に印字可。）

15 内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。

修正液等の使用、訂正印のないもの、捨て印による訂正は認められません。

16 調理業務の内容は、調理内容が分かるよう、次の（例）の3つ以上の項目を記入してください。

（例） にぎる・ゆでる・切る・焼く・炊く・むく・いる・蒸す・おろす・炒める・味付ける・混ぜる・揚げる・盛り付ける・こねる・煮る

※ 上述の具体的な作業のうち、反復継続的に3つ以上を行っていない場合は、受験資格を認めません。

17 給食施設に従事している場合は1日何回合計で何食分を提供しているかを記載してください。

（例）・1日50食以上の場合の記入例

朝19食 昼19食 夕19食を提供している場合

提供回数 1日 3回 提供食数 1日平均 57食

・1回20食以上の場合の記入例

朝5食 昼25食 夕5食を提供している場合

提供回数 1日 1回 提供食数 1日平均 25食

18 証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、下の余白に、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である場合も含む。）

（例）「証明者は、受験者の義父である。」 「証明者は、受験者の親族ではありません。」 「証明者は、受験者の二親等以内の血族ではありません。」等

<証明者の印について>

- 1 印鑑証明を添付する場合は、提出前3か月以内に交付された印鑑証明書が必要です。
- 2 個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）
市区町村に登録されている実印を押印し、必ず印鑑登録証明書を添付してください。

（例） 個人経営の飲食店営業許可施設、個人病院、無認可保育園、老人ホーム

- 3 法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）
法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。
職印ではなく、個人名等の登記された印鑑を用いる場合には、登記印であることを確認できるよう必ず印鑑証明書を添付してください。
なお、社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

（例） 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人、社会福祉法人および私立の幼稚園・小中学校

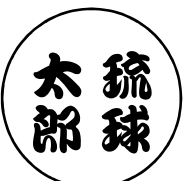
※ 何らかの理由（本社が遠隔地になる等）により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、上記「個人が証明する場合」と同様の証明者の印鑑証明書を添付してください。

- 4 公共施設の長が証明する場合（学校長等が証明する場合）
施設名と役職名の入った印鑑を押印してください。社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

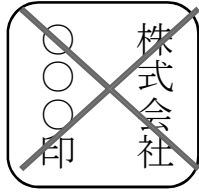



（例） 学校等(公立)、公立の病院、国および地方公共団体機関

- 5 第三者（同業種証明者または調理に関する所属団体の長）による証明の場合
 - (1) 同業種証明者の場合
上述「2 個人が証明する場合」および「3 法人代表者が証明する場合」と同様です。
 - (2) 調理に関する所属団体の長の場合
団体名と役職名の入った長の印鑑（職印）を押印してください。

【認められる印の例】

| 印鑑証明が必要な場合 | |
|---|---|
|  |  |
| <p>法人登記された印鑑を用いる場合には、必ず印鑑証明書を添付してください。</p> | <p>何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は、「法人印」と「代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印」を併せて押印してください。その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、「2 個人が証明する場合」と同様の証明者個人の印鑑証明書を添付したうえで、証明者の住所欄は証明者個人の印鑑証明書と一致させてください。</p> |
| 印鑑証明が不要な場合 | |
|  |  |
|  |  |
| <p>法人の代表者が証明する場合で、法人名と役職名の入った職印</p> | <p>役職印が役職名のみの場合、社印、学校印、組合印等を併せて押印してください。</p> |
|  |  |
|  |  |
|  | |
| <p>公共施設の長が証明する場合</p> | <p>調理に関する所属団体の長による証明の場合</p> |
| | <p>何らかの理由により営業許可等申請者の職印が使用できない場合は、「法人印」と「保育園長もしくは支店長の職印」を併せて押印してください。</p> |

【認められない印の例】

| | | | |
|---|---|---|---|
|  |  |  |  |
| 社印、学校印、組合印のみ | | | ゴム印 |

調理業務従事証明書

| | | | | | | | |
|--------------|----|--|------------------|------------------------|---|---|---|
| 従事者 (受験者) | 氏名 | | 生 年 月 日 | 昭和 平成 令和 (西暦) | 年 | 月 | 日 |
|--------------|----|--|------------------|------------------------|---|---|---|

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

| | | | | | | | |
|--------|--|----------|---|--|--|--|--|
| 1 施設名 | | | 4 調理業務の内容 | | | | |
| 2 所在地 | 〒 | 都道 府県 | (飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。) 開設・許可年月日 _____年____月____日 廃業年月日(廃業施設のみ) _____年____月____日 許可(届出)保健所 (営業許可施設は必須) 許可(届出)番号 (営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可) | | | | |
| 3 電話番号 | () | — | | | | | |
| 5 施設区分 | (1) 給食施設 提供回数 1日 _____回 提供食数 1日平均 _____食 (施設の種類) ア 寄宿舍 イ 学校 ウ 病院 エ 事業所 オ 社会福祉施設 カ 介護老人保健施設 キ 矯正施設 ク 自衛隊 ケ 給食センター コ その他 () | | | | | | |
| | (2) 飲食店等の営業許可施設 (施設の種類) ア 飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ 魚介類販売業 ウ そうざい製造業 エ 複合型そうざい製造業 | | | | | | |
| 6 従事期間 | 昭和・平成・令和 _____年____月____日から _____年____月____日まで 合計 _____年____か月(除算期間: _____年____か月) 勤務形態がパート、アルバイト等にあつては勤務日数及び時間を記入すること。 _____日/週、 _____時間/日 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|---------------------|--|----|--|--|--|----------|
| 7 証明日 | 令和 _____年____月____日 | | | | | | |
| 8 証明者 | 施設名 | | | | | | 9 実印又は職印 |
| | 住所 | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | |
| | 役職 | | 氏名 | | | | |